

令和 7 年度狩猟免許等取得支援補助金実施要領

制定 平成 29 年 9 月 15 日 自-999

担い手確保・育成事業（以下「事業」という。）の実施に当たっては、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号）及び秋田県生活環境部自然保護課関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第 1 目的

秋田県における有害鳥獣捕獲業務（以下「捕獲業務」という。）の担い手を確保・育成するため、第一種銃猟免許を新規に取得した者、銃砲（散弾銃、ライフル銃）の所持許可を新規に取得した者、散弾銃又はライフル銃を新規に購入した者に対して、補助金を交付することを目的とする。

第 2 事業内容及び補助対象経費等

事業内容は次のとおりとし、対象経費及び補助金額については、別表 1 のとおり。

- 1 狩猟免許等取得支援
- 2 散弾銃等購入支援（一丁目の購入に限る）
- 3 ライフル銃等購入支援（一丁目の購入に限る）

第 3 補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- 1 第一種銃猟免許と猟銃所持許可の両方を第 4 に定める補助対象期間内に初めて取得した者又はライフル銃の新規購入者若しくは散弾銃及びライフル銃廃銃後の再取得者。
- 2 秋田県内に住所を有すること
- 3 一般社団法人秋田県猟友会の会員であること、又は同会員になることを確約すること
- 4 市町村が行う捕獲業務に従事していること、又は従事することを確約すること
- 5 第 7 に記載している交付条件等を遵守することを確約すること
- 6 日本国籍を有する者
- 7 これまでに第 2 各号に定める事業による補助金の交付を受けたことがない者

第 4 補助金の交付対象期間

令和 7 年度の補助対象期間は、令和 6 年 2 月 16 日から令和 7 年 11 月 30 日までとする。（令和 7 年 12 月開催の狩猟免許試験を受験される方は、次年度以降に対象となります。）

第 5 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、補助金交付要綱第 2 に基づき、補助金交付申請書等（別紙 1～3）に次のアからキの書類を添付して、一般社団法人秋田県猟友会長（以下「猟友会」という。）へ提出すること。なお、提出期間は、令和 8 年 1 月 20 日から令和 8 年 2 月 6 日（郵送の場合は必着）までとする。

ア 委任状（別紙 4）

イ 第一種銃猟免許の写し

ウ 猟友会加入関係書類

※既加入者の場合 秋田県猟友会手帳の写し（手帳見開き身分証明書部分）

※未加入者の場合 猟友会加入確約書（別紙５）

エ 捕獲業務従事関係書類

※従事者の場合 鳥獣被害対策実施隊員任命書（委嘱状）の写し

※非従事者の場合 有害鳥獣捕獲業務従事確約書（別紙６）

オ 対象経費の領収書等の写し

カ 猟銃・空気銃所持許可証の写し（１から４頁まで）

※用途に有害鳥獣駆除等が記載されていること。

キ 狩猟免許等取得支援補助金交付条件等遵守確約書（別紙１０）

- ２ 対象経費に対して、居住地の市町村等からも補助金の交付を受ける申請者は、市町村等への申請手続きを完了させてから、県の補助金交付申請書を提出すること。
- ３ 猟友会は補助金交付申請書と添付書類一式を取りまとめ、令和８年２月２０日まで知事へ提出するものとする。

第６ 補助金の交付

- １ 補助金の交付は県予算の範囲内で行うこととし、全体の申請額が県予算を超過する場合は、補助金の交付額を調整する場合がある。
- ２ 居住地の市町村等からも補助金が交付される場合は、本事業の対象経費から市町村等補助金額を差し引いた額に対し、県予算の範囲内で交付する。
- ３ 知事は、補助金交付申請書及び添付書類に基づき、補助金の交付額を決定し、申請者に通知（別紙７）するものとする。
- ４ 申請者は、補助金額決定通知の受理後、速やかに請求書を知事へ提出すること。

第７ 補助金の交付条件等

- １ 補助金の交付を受けた日から起算して８年を経過する日までは、秋田県猟友会から脱会しないこと。
- ２ 補助金の交付を受けた日から起算して８年を経過する日までは、秋田県において捕獲業務に従事すること。
- ３ 補助金の交付を受けて取得した銃器等については、取得した日から起算して８年を経過する日までは、売却等しないこと。
- ４ １から３までの交付条件（以下「交付条件という。」）に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
ただし、知事がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。
- ５ 交付条件に違反した、又は違反することとなった場合は、速やかに、申出書（別紙８）を提出すること。
- ６ 上記により補助金の全部又は一部の返還を要する場合、知事は狩猟免許等取得支援補助金交付決定取消通知書（別紙９）により、交付決定者に対し期限を決めてその返還について通知するものとする。

第８ 住所等の変更

申請者が補助金の交付を受けた後、住所又は氏名を変更した場合は、住所等変更届出書（別紙１１）を提出すること。この場合において、申請者が秋田県外に転出することにより、第７の交付条件１、２を満たさなくなるときは、併せて申出書（別紙８）を提出しなければならない。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成29年9月15日から施行する。

この要領は、平成30年5月29日から施行する。

この要領は、令和元年6月3日から施行する。

この要領は、令和2年4月20日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

この要領は、令和7年11月1日から施行する。